

〔 新型外貨普通預金 〕

項 目	内 容
1. 商品名	新型外貨普通預金
2. 販売対象	個人・法人のお客さま
3. 通貨種類	原則として米ドルのみ
4. 期間	定めはありません。
5. 預入（受入）方法 （1）お預け入れ方法 （2）お預け入れ金額 （3）お預け入れ単位 （4）ご注意事項	いつでもお預け入れいただけます。 5,000米ドル以上 1セント単位 この預金は円を対価とした取引（円資金を外貨に交換して行うご入金）のみ行えます。
6. 払戻（支払）方法 （1）お預け入れ方法 （2）ご注意事項	いつでもお引き出しいただけます。 この預金は円を対価とした取引（外貨資金を円貨に交換して行うご入金）のみ行えます。
7. 利息 （1）適用利率 （2）利払頻度 （3）計算方法  （4）課税方法  （5）金利情報の入手方法	当金庫の定める新型外貨普通預金利率を適用します（変動金利）。 毎年3月と9月の当金庫所定の日にお支払します。 付利単位を1通貨単位（米ドルの場合1ドル）とし、1年を365日とした日割り計算により算出します。  利息 個人の場合：20%（国税15%、地方税5%）の源泉分離課税 （マル優のお取り扱いはできません。） 法人の場合：20%（国税15%、地方税5%）の総合課税 （源泉徴収された税金相当額は法人税納付時に税額控除されます。） 為替差益・差損 個人の場合：為替差益は雑所得として確定申告が必要となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者で、給与所得・退職所得以外の他の所得と為替差益を含めた額が、年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は他に雑所得がある場合、雑所得の範囲内に限り差引計算ができます。 法人の場合：為替差益・差損とも営業外損益として法人税確定申告額に含まれます。  窓口におたずねください。
8. 手数料	・ お預け入れる（円貨を外貨にする）時、およびお引き出しする（外貨を円貨にする）時は、受払いする円貨額に為替手数料が含まれています。米ドルの場合、片道1円（往復2円）です。10.「重要事項について」をあわせてご覧ください。

〔 新型外貨普通預金 〕

項 目	内 容														
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・お引き出し金額が100米ドル未満の場合、1回につき200円の手数料がかかります。</li> </ul>														
9 . 中途解約時の 取り扱い	<p>定めはありません。</p>														
10 . 重要事項について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ この預金における行えない取引は、次のとおりです。  <ul style="list-style-type: none"> <li>外貨現金、トラベラーズチェックによるお預け入れ</li> <li>外貨定期預金、外貨普通預金からのお振替</li> <li>外貨建て送金の受け入れ等その他の外国為替取引に基づく外貨資金のお預け入れ</li> <li>外貨現金、トラベラーズチェックによるお引き出し</li> <li>外貨定期預金、外貨普通預金へのお振替</li> <li>外貨建て送金等その他の外国為替取引に充当するためのお引き出し</li> </ul> </li> <li>・ 為替相場変動によるリスクがあるため、満期時の利息を含むお受け取り円貨額が、お預け入れ時の円貨額に満たない（元本割れ）があります。</li> <li>・ お預け入れ時にはT T S レート（電信売相場） お引き出し時にはT T B レート（電信買相場）を適用します。米ドルの場合、T T Bの方がT T Sより2円安いいため、為替変動がない場合でも、この適用相場の差が為替差損となり、ご負担が生じます。  <ul style="list-style-type: none"> <li>T T S レート：お客さまが円を外貨に交換するときの換算相場です。</li> <li>T T B レート：お客さまが外貨を円に交換するときの換算相場です。</li> </ul> </li> <li>・ お預け入れ時は、下表にしたがって当金庫公表T T S レートより差引いた相場を適用します（お引き出し時は、本表の適用はございません）。</li> </ul> <table border="1" data-bbox="603 1350 1394 1581" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>お預け入れ金額 (米ドル)</th> <th>差引き分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>\$ 5,000以上 \$ 10,000未満</td> <td>当金庫公表TTSレート</td> </tr> <tr> <td>\$ 10,000以上 \$ 20,000未満</td> <td>10銭</td> </tr> <tr> <td>\$ 20,000以上 \$ 30,000未満</td> <td>20銭</td> </tr> <tr> <td>\$ 30,000以上 \$ 40,000未満</td> <td>30銭</td> </tr> <tr> <td>\$ 40,000以上 \$ 50,000未満</td> <td>40銭</td> </tr> <tr> <td>\$ 50,000以上</td> <td>50銭</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ この預金は預金保険の対象外となります。</li> </ul>	お預け入れ金額 (米ドル)	差引き分	\$ 5,000以上 \$ 10,000未満	当金庫公表TTSレート	\$ 10,000以上 \$ 20,000未満	10銭	\$ 20,000以上 \$ 30,000未満	20銭	\$ 30,000以上 \$ 40,000未満	30銭	\$ 40,000以上 \$ 50,000未満	40銭	\$ 50,000以上	50銭
お預け入れ金額 (米ドル)	差引き分														
\$ 5,000以上 \$ 10,000未満	当金庫公表TTSレート														
\$ 10,000以上 \$ 20,000未満	10銭														
\$ 20,000以上 \$ 30,000未満	20銭														
\$ 30,000以上 \$ 40,000未満	30銭														
\$ 40,000以上 \$ 50,000未満	40銭														
\$ 50,000以上	50銭														
11 . 当金庫が対象業者となっている認定投資者 保護団体	<p>ございません。</p>														
12 . 苦情処理措置および紛争 解決措置の内容	<p><b>苦情処理措置</b> 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または本部コンプライアンス統括部（当金庫営業日 9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</p> <p><b>紛争解決措置</b> 東京弁護士会（月～金曜日（祝日、年末年始除く）9時30分～12時・13時～15時、電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（月～金曜日</p>														

〔新型外貨普通預金〕

項 目	内 容
	<p>( 祝日、年末年始除く )10時～12時・13時～16時、電話：03-3595-8588 ) 第二東京弁護士会(月～金曜日(祝日、年末年始除く)9時30分～12 時・13時～17時、電話：03-3581-2249)の仲裁センター等で紛争の解 決を図ることも可能ですので、利用を希望するお客さまは、当金庫営業 日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所(信用金 庫営業日9時～17時、電話：03-3517-5825)にお申し出ください。</p>
13. その他参考となる 事項	<p>この預金は、譲渡または質入することはできません。 この預金は、通帳を発行しないステートメント(取引明細書)方式です。</p>